正する規則をここに公布する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

公公告

○議会規程

県営豊北地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

(農村整備課)

道路の区域の変更(道路整備課)...... 

应

口

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

(厚政課) ......四 (厚政課) ......四

〔環境政策課〕………]]

〇告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

報

 ○規則

目

次

3月22日 (金曜日)

令和六年三月二十二日

山口県知事

村

岡 嗣

政

令和 6 山口県規則第九号 を改正する規則 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部

三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和四十

改め、 として婦人補導院に収容されている場合」を削る。 第八条の三第二号中「、同法第六十六条第一項」を「又は同法第六十六条第一項」に 「又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定により補導処分

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

山口県知事 村 圌 嗣

政

山口県規則第十号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 山口県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次

別表第一の一の項第十号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

則

.....六

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十二日

山口県営住宅条例施行規則の

部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事 村 圌 嗣 政

山口県規則第十一号

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

号 改正する。

山口県営住宅条例施行規則

女性相談支援センター等」に改める。 第五条中「、婦人相談所」を「、女性相談支援センター」 に、 「婦人相談所等」を

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



(定期)

### 山口県告示第九十号

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年三月二十二日から同年四月十二 公衆の縦覧に供する。 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部くらし環境課において 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

令和六年三月二十二日

 $\Box$ 

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

山

東京都中央区京橋三丁目一番一号

株式会社ブリヂストン

工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社ブリヂストン防府工場

所在地 防府市浜方一〇〇番地

特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号のし

尿処理施設

変更しようとする事項の内容

几 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

更することにより、 種類、構造及び使用時間間隔等 次の表のとおり変更を生ずる。

	7一日から施行する。	に改める。	」を「、女性相談支援センター」に、「婦人相談所等」を	□(平成十六年山口県規則第七十五号)の一部を次のように		
備考「	七二		種類			
「七二」とは、	変更後	変更前	項目			
水質	_ _ _ O	九六	能 州 日 力	構		
污濁防止法施行令別表第	E		年月日 年日 工事着手 工事			
第一第七十二号のし尿	nin II.	л. Х	月日年月日年元成一年月日中開始	造		
処理	"	連続	間使 間用 隔時	使		
施設をいう。	"	二四時間	時の日出門	に用の方法		
	"	し変動な	概変季 動節 要の的	公		

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

令和 6 年 3 月22日	金曜日	Щ	П		県	幸	i	(定	護期)		角	等 <b>4</b> 8	8号	
排排排排	し 尿		種	( <u>[74]</u> )	L 厉		種	(≡)	備考			ž	鍾	
排 出 水 水 の	処 理 施			処理施	<b>夕</b> 理 旅	E		汚水等	(一) の表	七二		3	類	
	設	t n	類	設によ	割	L Č	類	の処理施設	の備考は、	変更後	変更前		項 目	
態の値	処理後	処 理 前	項	る処理	変更後	変更前	項目	施設の		後	削	'X	水	-
通水素	変更	変 更 更 前	目	前及び	"	ト鉄 製筋 コ	構	の種類、	この表につ	,,	七	世	素イ	
一   一   一   一   一   一   一   一   一   一			通水素	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量		ンクリー	造	構造及び	いて準用する	"		東  水素	オン濃し	
数億	" "	// 七	常一最大	の汚水		•	能	び 使用	州する。				度	
通化学	" "	<ul><li>// 八 五</li><li>六 ↑ 八</li></ul>		等の汚			m³	使用時間間隔等				;	化学 水	
通 化学的酸素要求量 大	, –	" — H	通 化学的	染状態	 O	九六	旦力	等		"	0		酸	
	0	五〇		の値並	"	活 性	処理			"	110	大 e	求量	
描	" = 0			びに汚		汚泥	の方式				0	\Z	子の浮	
一 物 汚	" —		通ぎ端端	水等の	"	連	間使			"	<u> </u>	常	遊汚物	
大	0	, -	一 最 質 万 万	量			用 時					最 mg /	質染	
個腸	" = 0	″ 二六〇	大量			続	隔間			"	$\frac{}{\circ}$	大	_	
常ご数状	検出せ	000	通個勝立		"	四四	の一 使日 用当				_	通	窒	
通 窒	ず		数状			時 間	時た間り			"	<u></u>	常最(	能	
最 mg	" =	" 七〇	常態		"	変動	概季節			,,	六〇	mg / l / l / l / l / l / l / l / l / l /	素の	
大党素の			最mg 人 素			な	概 季節的変動の				0	通		
堂	″ 六〇	// 八 〇	大一系の通			L				,,	_	常	値	
最順質	" <u>=</u>	″ 五	常辉煌		B	È	年 月 日 日					最高	年ん	
大 () 通			取 mg				予 日定 ———			"	八	大色		
#   排	// 八	0	通 汚				年工事					通	汚水	
常日	九七九九六五六	九七	等の一				年 月 月 日			九七・	九	常	等の一日	
水の一日当たりの量	五 六	· 九 六 六	洒 常 最							五.	九六	最	汚水等の一日当たりの量	
の 量 (m³)		_			部	L Č	年 月 日			_			の量 (m)	
	一 九 六	一 九 六	大 m³				日定				九六	大	<u>m</u> ³	

## 山口県告示第九十三号

医

称療

所

機

関

地

休

止

年

月

日

令和六、

几

萩市大字椿東四一六二

救急病院等を定める省令 次の病院を救急病院として認定した。 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

令和六年三月二十二日

称 所 在

下関市向洋町一丁目 一三番 号

地 令和九、 認定が効力を有する期限

山口県知事

村

岡

嗣

政

# 山口県告示第九十四号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

令和六年三月二十二日

県道

線

名

光日積線

山口県知事 村 岡 嗣

政

ず

 $\frac{-}{\circ}$ 

"

九七・五

\_\_

九六

九六

検出せず

検出

Hせず

検出

ITせず

検出

Iせず

八〇〇

八五〇

"

"

口

1

日時

令和六年六月三日

(月曜日)午後一時三〇分から三時三〇分まで

学科試験

地先まで 「一〇一五の一日市同大字字神田原一一〇一五の一日	か市	区間
新	旧	旧新別
最族 三二・二	最族 一五·三	(メートル)敷地の幅員
一、五四四・六	一、五七四・二	(メートル) 延
		備
		考

几

受験願書等の提出先

X

分

提

出

先

月二十六日までの消印のあるものは、

有効とする。)

**もの** 県内に事業所がない者で、県内に住所がある

住所地を所管する保健所

一号(郵便番号七五三—八五〇一)) 山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番

(以下「事業所」という。)がある者県内にふぐの処理の業務に従事する事業所

事業所の所在地を所管する保健所

# (四八) ふぐ処理師試験の実施

う。 ふぐの処理の規制に関する条例 )第十六条の規定により、 ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。 (昭和五十六年山口県条例第一号。以下 「条例」とい

令和六年三月二十二日

報

政

村 岡 嗣

# 山口県知事

試験の日時及び場所

山口市滝町一番一号

Щ

2

場所

山口県庁職員ホール

実技試験

1

日時

令和六年七月十日 (水曜日) 又は同月十一日 (木曜日) のいずれかで、

指定する日

2

場所 山口市秋穂二島一〇六二

やまぐち総合教育支援センター

受験資格

実技試験にあっては、学科試験に合格した者であること。

受験願書の受付期間

令和六年四月八日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、

兀

Ŧ. 提出書類等

県内に事業所及び住所がない者

受験願書

に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 出願前六月以内

たことを証する書類 十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあっては、 ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第 学科試験に合格し

受験手数料

収入証紙には、消印をしないこと。 一万七百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この

合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する。

活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、 山口県環境生

知事が

十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。 験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒 部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課

(電話○八三-九三三-二九七四)にすること。

Ŧi.

名

# (四九)県営豊北地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

る同法第八十七条第五項の規定により、 豊北地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用す 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営 次のとおり縦覧に供します。

縦覧に供する書類

令和六年三月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣

政

縦覧の期間 県営豊北地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

縦覧の場所 令和六年三月一 一十五日から同年四月十五日まで

山口県農林水産部農村整備課

(五〇) 公園施設に係る指定管理者の指定

県

十四条第一項の規定により、 Щ 口県立都市公園条例 (昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。) 公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。 第

令和六年三月二十二日

口

口県知事 村 岡 嗣 政

指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

Щ

山口きらら博記念公園	都市公園の名称
を目的ドーム、サッカー・ラグビー多目的ドーム、サッカー・ラグビー多目的ドーム、サッカー・ラグビーを目的に場、ビールスがその他のが、ジールをは、   の	公園施設の名称
山 口 市	公園施設の位置

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

称 きらら未来創発パートナーズ

代表者 美津濃株式会社

主たる事務所の所在地 大阪市住之江区南港北一丁目一二番三五号

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
- 条例第三条第一項の許可をすること。
- 条例第三条第三項の規定により、同条第 一項の許可に条件を付すること。
- 条例第七条第一項の許可をすること。
- 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- 取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を
- 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)。
- 施設及び設備の維持管理に関すること。

指定の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間



# 山口県議会規程第一号

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十二日

山口県議会議長 柳

居 俊 学

山口県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

目的

第一条 この規程は、山口県議会議員(以下「議員」という。)が山口県に対し請負 執行の適正化を図ることを目的とする。 こと等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正化及び事務の う。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表する (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二に規定する請負をい

散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算 会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解 して三十日を経過する日までの間) 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議 に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年

ー 青貞ごこことにでしてこ曷がら耳貝掲げる事項を報告しなければならない。(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に度(議員である期間に限る。第一号ニにおいて同じ。)における山口県に対する請負

- 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
- · 請負の目的である役務、物件その他のもの
- 契約を締結した日
- 契約金額
- 一 当該前会計年度において支払を受けた総額
- 前号二に掲げる総額の合計額
- 容を届け出なければならない。
  2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内
- (報告の一覧の作成及び公表)

の届出」という。)は、議長において、当該報告をすべき期間の末日の翌日から起算第四条 第二条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による届出(以下「訂正(報告及び訂正の届出の保存及び閲覧等)2 前項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

又は写しの交付を請求することができる。
「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(その他)

山

口

定める。 第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、議長が

附則

における請負から適用する。 この規程は、令和六年三月二十二日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度 令和六年三月二十二日発行令和六年三月二十二日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所